

主 文

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記の部分につき、被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

5

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要（以下、略称等は改めて定義するもののほか原判決の例による。）

10

本件は、宗教法人である控訴人の会員であった被控訴人が、控訴人の高知教会（以下、単に「高知教会」という。）の教会長らによる被控訴人に対する違法な献金勧誘行為によって献金をさせられたとして、民法709条、715条に基づき、①献金額計986万円に相当する損害金及び弁護士費用98万6000円の合計1084万6000円及びこれに対する民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金（起算日は訴状送達の日翌日である令和4年11月11日）、②慰謝料100万円及び弁護士費用10万円の合計110万円並びにこれに対する同様の遅延損害金（起算日は訴えの追加的変更を含む準備書面送達の日翌日である令和5年12月1日）の支払を求めるとともに、本件訴訟における控訴人の主張により精神的苦痛を被ったとして、民法709条に基づき、③慰謝料50万円及び弁護士費用5万円の合計55万円並びにこれらに対する同様の遅延損害金（起算日は②と同じ）の支払を求める事案である。

15

20

原審は、被控訴人の請求につき、上記①のうち1084万円（損害金986万円及び弁護士費用98万円）、上記②のうち55万円（慰謝料50万円及び弁護士費用5万円）及び遅延損害金の限度で認容し、その余を棄却したところ、控訴人が、上記請求認容部分を不服として控訴した。なお、上記請求棄却部分については、被控訴人からの不服申立てがないので、この部分は当審にお

25

ける審判の対象外である。

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、当裁判所に顕著であるか、括弧内に記載の証拠（枝番のあるものは特記しない限り全枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により認められる。

(1) 当事者等

ア 控訴人

控訴人は、昭和27年7月7日設立された宗教法人であり、大阪府富田林市a一帯を聖地とし、同地に教団本部（大本庁）を設置している（乙1、2）。

イ 被控訴人

被控訴人（昭和30年4月25日生）は、昭和52年2月5日に控訴人に入会し（昭和55年に高知教会に移籍）、以後、控訴人の会員として活動してきたが、本件訴訟第1審係属中の令和5年4月9日に控訴人を脱退した。被控訴人は、4年制の大学を卒業後、昭和55年5月にA（昭和26年7月10日生）と婚姻し、以後、専業主婦として生活している。被控訴人は、Aとの間に一男二女をもうけた。（甲1、33、46、乙4）

ウ B（B元教会長）は、平成28年から令和3年3月に退職するまでの間、高知教会の教会長の地位にあった者であり、C（C前教会長）は、B元教会長の後任で、令和3年3月から令和6年8月までの間、高知教会の教会長の地位にあった者である（乙19、20、証人C（原審）[1頁]。以下に引用する人証調べの結果は、いずれも原審におけるものである。）。

(2) 被控訴人による献金

ア 本件献金①

被控訴人（当時65歳）は、令和2年5月11日、50万円をB元教会長に交付して、控訴人に献金し、控訴人は、これを大本庁の中心的な宗教

施設（正殿）を新たに建造するために始めた「新御正殿建築献金」として受け入れた（甲 1 3。以下「本件献金①」という。）。

イ 本件献金②

5 控訴人は、会員から、「悟加富（ごかふ）」と称して、返還期限を 5 年とし無利息で金銭の預託を受け、これについて会員に証書（以下「悟加富証」という。）を交付していたところ、被控訴人は、令和 2 年 5 月 2 1 日、金額を 5 0 万円、返済日を令和 6 年 7 月 2 4 日とする悟加富証（悟加富証番号 AJ945252）を B 元教会長に提出して、これを献金に振り替える手続を依頼して 5 0 万円を献金し、控訴人は、5 0 万円の悟加富の繰上げ返金をした上で、これを新御正殿建築献金として受け入れた（甲 1 4。以下「本件献金②」という。）。

ウ 本件献金③

被控訴人は、令和 2 年 6 月 2 2 日、金額を 1 8 0 万円、返済日を令和 2 年 1 0 月 3 1 日とする悟加富証（悟加富証番号 AJ171303）を B 元教会長に提出して、その繰上げ返金のうち 1 0 0 万円を献金に振り替え、残りの 8 0 万円を悟加富として継続する手続を依頼して 1 0 0 万円を献金し、控訴人はこれを新御正殿建築献金として受け入れた（甲 1 5、乙 7。以下「本件献金③」という。）。

エ 本件献金④

20 被控訴人は、令和 2 年 1 0 月 1 日、金額を 2 0 0 万円、返済日を令和 6 年 1 0 月 3 0 日とする悟加富証（悟加富証番号 AJ945376）を B 元教会長に提出して、その繰上げ返金のうち 1 0 0 万円を献金に振り替え、残りの 1 0 0 万円を悟加富として継続する手続を依頼して 1 0 0 万円を献金し、控訴人はこれを新御正殿建築献金として受け入れた（甲 1 6。以下「本件献金④」という。）。

オ 本件献金⑤

被控訴人は、令和２年１０月２日、金額を１６２万円、返済日を令和
５年１０月２９日とする悟加富証（悟加富証番号AJ845240）をＢ元教会
長に提出して、その繰上げ返金のうち１００万円を献金に振り替え、残り
の６２万円を悟加富として継続する手続を依頼して１００万円を献金し、
控訴人はこれを新御正殿建築献金として受け入れた（甲１７。以下「本
件献金⑤」という。）。
5

カ 本件献金⑥

被控訴人は、令和２年１０月２日、金額を１７４万円、返済日を令和
３年１０月３１日とする悟加富証（悟加富証番号AJ171711）をＢ元教会
長に提出して、その繰上げ返金のうち１００万円を献金に振り替え、残り
の７４万円を悟加富として継続する手続を依頼して１００万円を献金し、
控訴人はこれを新御正殿建築献金として受け入れた（甲１８。以下「本
件献金⑥」という。）。
10

キ 本件献金⑦

被控訴人は、令和２年１０月１６日、金額を１５０万円、返済日を令
和４年１０月３１日とする悟加富証（悟加富証番号AJ537855）をＢ元教
会長に提出して、その繰上げ返金のうち１００万円を献金とし、残りの５
０万円を悟加富として継続する手続を依頼して１００万円を献金し、控
訴人はこれを新御正殿建築献金として受け入れた（甲１９。以下「本件
献金⑦」という。）。
15
20

ク 本件献金⑧の１ないし本件献金⑧の５

被控訴人は、令和３年８月１６日、上記ウないしキで継続したり新たな
資金を追加した悟加富証５通（悟加富証番号AL018198（金額１００万円）、
AL018189（金額６２万円）、AL018174（金額７４万円）、AL029310（金額
５０万円）、及びAL031519（金額１００万円）の合計３８６万円分）をＣ
前教会長に提出して、これらを全て献金に振り替える手続を依頼し、控訴
25

人は、令和3年8月19日付けで、年間を通していつでも任意の金額を献金できる「芸術献金」としてこれらを受け入れた（甲20、21。以下、上記5通の悟加富証の順に「本件献金⑧の1」ないし「本件献金⑧の5」といい、本件献金①から本件献金⑧の5までを合わせて「本件各献金」という。）。
5

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 控訴人による献金勧誘行為の違法性の有無（争点①）

（被控訴人の主張）

ア 被控訴人は、平成29年に受けた脊柱管狭窄症の手術の後遺症で体調不良となり、平成30年頃から、幻聴、被害・関係妄想（自分に関係のないことを関係があるように感じる妄想）、注察妄想（自分が外を歩くと知らない人まで自分をじろじろ見ているように感じる妄想）、追跡妄想、思考漏洩、体感幻覚症状を発症し、特に、令和2年から令和3年夏頃、病状は重くな
10
っていった。妄想は、症状の進行によって、自我障害が目立つようになり、特に、宗教団体で上下関係にある教会長の教導を受けているときに、盲目的になり影響を受けやすく、被控訴人としては、みんな敵だから、教会長にすぎるしかないと確信してしまっており、自由に判断ができない精神状態にあった。
15

イ B元教会長による献金勧誘行為

(ア) 被控訴人は、令和2年の春頃からは、B元教会長に対し、ストーカー被害に遭っているなどの生活相談をするようになり、献金をすると救ってもらえるかと尋ねたのに対し、B元教会長は、献金をしたからストーカー被害がなくなるとかいうことではなく、物や金を世のため人のためにささげることには、執着心とか、物や金に対する妙なこだわりであるとか、そういうものからある程度脱却できるという一定の効果があるなど
20
と述べて献金を勧誘した。B元教会長のこのような説明は、本件献金
25

①ないし本件献金⑦を勧誘するに当たって繰り返された。

(イ) 本件献金①

控訴人では、会員（信者）に対し、令和２年４月から新御正殿建築
献金を勧誘していたところ、Ｂ元教会長は、被控訴人に対し、「今回の
5 献金は、^{マル}〇が１つも２つも違う。２３億円要るのです。一生に一度しか
ない神事です。」と告げた。被控訴人は、信者と教会長という上下関係と
圧力の下で、神の声であるとされていた教会長の言葉を信じ、周囲の人
から借りたり、手元資金をかき集めたりして準備した現金５０万円で、
令和２年５月１１日、本件献金①をした。しかし、Ｂ元教会長は「たっ
10 たこれだけですか」という表情で受け取り、より多額の献金をしなければ
ならないと被控訴人に思わせた。

(ウ) 本件献金②

被控訴人は、本件献金①をした後も、周囲の者から監視されていると
か、追い掛け回されているといった不安と恐怖を抱き、そのことを告げ
15 ると、Ｂ元教会長は、「過去のことがあるから、今、こんな仕打ちを受け
るのです。あなたの過去にしたことが現在に現れるのです。心の埃を払
うには献金をしなければなりません。」と繰り返し、もう現金はないとい
う被控訴人に対し、悟加富でも献金できると告げた。被控訴人は、これ
を神の声として信じ込み、教会長の圧力に抵抗することができず、令和
20 ２年５月２１日、自宅に保管していた悟加富証をＢ元教会長に差し出し
て本件献金②をした。被控訴人としては、本件献金①と併せて献金額が
１００万円となり、^{マル}〇が２つとなったことから、神のご加護により救わ
れると信じたが、被控訴人の、付け狙われているという不安状態は続い
た。

(エ) 本件献金③

Ｂ元教会長は、「悟加富も、しておくよりも、あげまってしまう方が尊

いに決まっています。悟加富で献金するのです。」と繰り返しており、被
控訴人が、令和2年6月22日、金額180万円の悟加富証を示して「こ
こから100万円を献金すればよいでしょうか。」と尋ねると、B元教会
長は「はい、はい。」と言って、笑顔で直ちに受け取り、本件献金③がさ
5 れた。被控訴人は、本件献金③によって不安や恐怖から逃れることがで
きると信じ込み、高知教会へ参詣することを持続したが、車を運転すると
後から追跡されているという恐怖心や、腹部の異常音が続いているなど
と感じていたほか、周囲からも孤立していった。

(㌦) 本件献金④ないし本件献金⑦

10 被控訴人が、B元教会長に対し、令和2年7月ないし同年8月頃、高
知教会の教会長室で、不安や苦痛とともに、追い掛け回されたり、殺さ
れようとしていることなどをスマートフォンで友人・知人に訴え続けて
いると話したところ、B元教会長は、「こんなものを持って喜んだり、悲
しんだりして何が楽しいんですか。」と言って、被控訴人からスマートフ
15 ォンを取り上げ、ハンマーで破壊した。そして、「献金が必要です。神の
『おかげ』によって心がパァーと晴れやかになるのです。あなたはお金
のことだけ考えていればいいんです。」と繰り返した。また、B元教会長
は、「ある倒産寸前の会社の社長が悟加富証により献金したことで破産せ
ず、急速に会社が立ち直ったというエピソードがある。」とか、「自分も
20 100万円借金して、利子を払いながら100万円の悟加富をし、献金
をしている。」といった話をした。先祖因縁の恐怖（先祖解怨）を植え付
けられた被控訴人は、何かに取りつかれたかのように、「これでいいです
か。」と言って次々と悟加富証を差し出し、本件献金④ないし⑦をした。

ウ C前教会長による献金勧誘行為

25 (㌧) C前教会長は、令和3年4月の着任後、少なくとも被控訴人から10
回にわたり生活相談を受けたほか、同年5月14日以降、会員（信者）

の神への感謝の気持ちや、念願、念願成就や問題解決に向けた実践や実行の決意を「祖遂断願意表」に記載して神に誓うという宗教儀式である「祖遂断（おやしきり）神事」を通じて、被控訴人が妄想に苦しみ、不安と恐怖が続いていることを聴取し、認識したが、被控訴人に対し、身体的精神的不調については「先祖の因縁が今にあるのであって、心を清めるには献金して、後は神様にお任せする。」、「徳を積む。」、「積極善（献金）に励むように。」などというB元教会長がしたのと同様の欺瞞的な話を繰り返した。

(イ) 被控訴人は、C前教会長に対し、腰骨に埋め込まれたチップを通じて監視されていると訴え、もし言葉に出せば、2人の音声は腰のチップを通して敵に盗聴されるとして、筆談で苦痛や不安を訴え、C前教会長も筆談で答えるという異常な行動があった。被控訴人は、C前教会長との面談の際、テレビの画面を通じて監視されている、昼間に自動車のヘッドライトが点いていると自分が狙われているような気がするなどの妄想について相談していた。また、被控訴人は、被控訴人の記録ノートやハードディスクをシュレッダーで廃棄するようC前教会長に依頼した。令和3年8月16日当時、被控訴人が異常な精神状態にあったことをC前教会長は認識可能であった。

(ウ) 被控訴人が、C前教会長に対し、腰骨に埋め込まれたチップを通じて監視されていると最初に訴えたのは、初対面の令和3年4月1日であって、それは祖遂断願意表や家計簿から明らかである。

また、C前教会長によるハードディスクの廃棄は、シュレッダーでのノート類の廃棄と一連のものとするのが自然である。

エ B元教会長及びC前教会長による献金勧誘行為は、妄想性障害が発症し、自由に判断ができない被控訴人の精神状態に乗じて、信者と教会長という上下関係や閉鎖的な教会長室での1対1の対応からくる圧力の下、熟慮の

暇もない短期間のうちに迫って献金をさせるものであり、勧誘の文言も、欺罔的、強要的なものであった。

オ 控訴人は、新御正殿建築献金について、令和２年１２月の三代教主（教祖）Ｄの死亡により、同献金が中止又は廃止となったのに、現在に至るまで、信者らが新御正殿建築資金として献金した総額の収支計算や財産状況に関する報告を全くせず、信者が請求しても、収支明細の提出を拒否している。宗教団体である控訴人のこのような一連の事実は、日弁連意見書のガイドラインや多数の判例及び法令（宗教法人法２５条）に違反し、社会的相当性を逸脱している。

カ 被控訴人及び配偶者の資産や生活の状況

(ア) 令和３年１２月末時点の預貯金は、Ａ名義の普通預金口座２件（残高約４５６万円と残高約１５万円）、定期預金口座１件（残高約４２６万円）、被控訴人名義の普通預金口座１件（残高約１０５万円）、定期預金口座１件（残高約８００万円）であった（合計約１８０２万円）。

所有不動産は、Ａ名義のものが住宅ローン完済済みの居住用不動産と相続財産である農地（評価額１３３万２９５２円）であり、被控訴人名義の不動産はない。

Ａは病院に勤務し、年俸制で約２０００万円の所得があるが、令和８年３月末に退職予定である。

(イ) 被控訴人の家庭は、一般家庭に比べて高収入ではあったが、資産家ではなく、ごく普通の勤労者家庭である。３名の子供の養育費、高校及び大学（私立）の学費や両親の療養介護費用の支出は多額であり、長男は障害者であって、将来的に自立は困難である。したがって、被控訴人が１日１０００円ずつコツコツと蓄えてきて悟加富とした金銭は、夫婦の老後の生活や長男の介護のための貴重な資金であった。

キ 以上によれば、本件各献金の勧誘行為は、目的、方法及び結果において、

社会的相当性を逸脱しているから、不法行為法上違法である。

(控訴人の主張)

ア 被控訴人の症状は、D S M－ 5 (米国精神医学会による診断マニュアル) 及び I C D－ 1 0 (世界保健機構 (W H O) による国際疾病分類第 1 0 版) のいずれにおいても、統合失調症の診断基準を満たしていない。

仮に統合失調症であったとしても、I C D－ 1 0 では「意識の清明さと知的能力は通常保たれる」、「せまい意味の知的障害はないと考えられている」とされていることからすれば、本件各献金当時において、被控訴人は十分な判断能力を有していたと考えられる。

イ B 元教会長による献金勧誘行為

(ア) B 元教会長の説示には、被控訴人の不安や悩みの原因は先祖の悪行にある (先祖因縁) とか、献金をすれば先祖の悪行の因縁から逃れられる (先祖解怨) という言葉は一切出てきていない。むしろ、B 元教会長は、献金に、ストーカー被害がなくなる、あるいは物事が自分の思いどおりに好転する等の効果があることは明確に否定するとともに、献金とは、世のため、人のために行うものであり、そのような献金であるからこそ、物・金に対する執着心から脱却できるという心理的效果を説明している。

(イ) 本件献金①

控訴人は、新御正殿建築献金の目標額を教師や会員信者に伝えたことはなく、また、各教会に集金目標額を課したこともない。

B 元教会長は、式典後の行事において、参列した会員信者全員に対して新御正殿建築献金を呼びかけたのであって、被控訴人と 1 対 1 の状況で同献金の話をしたことはない。被控訴人は、自ら進んで献金することを考え、令和 2 年 5 月 1 1 日、事前の予約なく突然教会長室を訪れ、5 0 万円の献金を申し出た。

(ウ) 本件献金②

控訴人の教義・教理には先祖因縁や先祖解怨という考えはないから、
B元教会長がそのような考えに基づく発言をすることはあり得ない。控
訴人の教義・教理では、神は万物（森羅万象）の根源であると理解され
ることから、先祖は神の一部となり、また、人の存在は神業による存在
として肯定的に理解することから出発する。したがって、先祖の悪行が
子孫に悪影響を与えるという考え方は一切ない。

被控訴人は、30年以上、控訴人の会員信者として高知教会に通うと
ともに、悟加富と献金を積み重ねてきており、過去にも悟加富の繰上げ
返金を受けて一部を献金し、残余を再度悟加富とした経験もあることか
ら、新御正殿建築献金をするに際して、自発的に悟加富を献金にしたと
しても何ら不思議はない。

(エ) 本件献金③

被控訴人の主張するB元教会長の勧誘言辞は意味不明である。B元教
会会長は、献金額や悟加富の一部の献金を指示していない。被控訴人は、
自発的に悟加富の一部を新御正殿建築献金にした。

(カ) 本件献金④ないし本件献金⑦

控訴人の教義における宝生、献金の意義は、報恩の気持ちと、控訴人
の教えを实践する決意並びに控訴人への経済的貢献にあるから、B元教
会会長が、献金をすれば不安が解消されるなどと告げるはずがなく、「あ
なたはお金のことさえ考えればいい。」という発言もしていない。また、「神
のおかげで心がパァーと晴れやかになる。」というような言葉を使ったこ
とはない。

ウ C前教会長による献金勧誘行為

(ア) 控訴人の教義・教理に、先祖因縁、先祖解怨という考え方はなく、「徳
を積んで、積極善に励むよう。そうすれば神のご加護が得られる。」とい
う説示は、先祖因縁、先祖解怨とは異なる考え方である。控訴人が説く

「積極善」の意義は、私利私欲を離れ、進んで世のため人のために尽くすことであり、身体的貢献、経済的貢献等、人それぞれの能力や財産を活かした行動を積極的に行うことを意味し、「徳を積む。」とは、神のご加護の下で高い自己表現をすることができるということであり、必ずしも献金を勧誘するものではない。

C前教会長は、被控訴人が、自分が生きているうちに徳を残し、自分の死後も子供たちが神のご加護を受けられるようにしたいと言ったことから、体力・知識・学力を世のために捧げる献身精神と自分に授かった物、金銭、財産を世のため人のために捧げる「宝生精神」を説明し、宝生精神を表す行動として悟加富や芸術献金があるとの説明をしたのであり、献金勧誘はしていない。

被控訴人は、令和3年8月4日、唐突に悟加富証5枚を持参し、献金を前提とした保管を求めたものであり、C前教会長の指示によるものではない。また、同月16日に事前予約なくC前教会長を訪ね、上記預託した悟加富証全部を献金にすると申し出た。

(イ) 被控訴人がC前教会長に、腰骨に埋め込まれたチップを通じて監視されていると訴え筆談を求めたのは、令和3年9月初めから中旬であり、記録ノート等の廃棄を求めてきたのは、9月中旬か下旬であって、いずれも本件献金⑧の1ないし本件献金⑧の5よりも後のことである。

(ウ) 被控訴人はE医師には腰骨のチップに関する妄想を告げておらず、相手によって妄想を告げたり告げなかったり、妄想の内容を変えたりしているものであり、C前教会長に対する腰骨のチップに関する発言をもって、被控訴人が異常な精神状態にあり献金をするか否かの判断能力が低下していたことを示すとはいえないから、C前教会長が深刻な精神状態とまで認識しなかったとしても不自然ではない。

被控訴人は、スポーツクラブに週三、四回の頻度で通い、知人に会う

ため外出することができていたから、テレビの画面を通じて監視されている、昼間に自動車のヘッドライトが点いていると自分が狙われているような気がするなどの妄想によって、行動が制限され、日常生活に支障が生じるような状況にはなかった。

5 被控訴人は、令和2年12月に初めてE医師の診察を受けた後は、令和3年春過ぎから夏、冬にかけて徐々に良くなったと述べており、Aも上記初診以降、夫婦の関係性が改善し、被控訴人の精神状態も良くなって、令和4年3月に再びE医師の診察を受けるまで、治療を要しない状態であったとしている。

10 被控訴人の希望による生活相談の回数も、令和3年5月と6月はいずれも3回であったのが、同年7月には1回に減った。これについて被控訴人は、Aとの関係性が改善したためと説明していた。

15 C前教会長は、被控訴人が他の会員（信者）に対して不満を持っており、それが原因で孤立していると聞いていたものであり、被控訴人の異常な言動が原因であるとの認識ではない。

以上のとおりであるから、C前教会長は、本件献金⑧の1ないし本件献金⑧の5の当時、被控訴人が献金をするか否かについての判断能力を欠くほど異常な精神状態にあったと認識していたものではない。

エ 本件各献金当時において、被控訴人は十分な判断能力を有していた。B
20 元教会長及びC前教会長は、積極的な献金勧誘をしておらず、信仰心の発露の一選択肢として、新御正殿建築献金及び芸術献金を紹介・説明したにすぎない。被控訴人が、教会長から心理的圧迫を感じていたり、これに服従するような関係ではない。被控訴人は30年以上にも及んで控訴人の神事や式典に参加しており、献金に関する教義上の意義等の説明を十分理解
25 することができた。したがって、献金をするか否かについて、適切な判断をすることに支障が生ずる事情は存在しなかった。

オ 新御正殿建築献金の会計報告がされていないことと献金勧誘行為の違法性がいかなる意味で関連性を有するのかが明らかでない。控訴人は、新御正殿建築献金を含む貸借対照表及び損益計算書を大本庁に備え付けており、会員信者、利害関係人及び閲覧について正当な利益を有する者は閲覧可能

5

カ 被控訴人及び配偶者の資産や生活の状況

被控訴人は専業主婦であり、就労による収入はないが、Aは勤務医であり、一般の会社員よりも高額所得者である。本件各献金の合計986万円は、被控訴人が毎日1000円ずつを家計から分離して手元に蓄え、年に1回悟加富としてきた金員の総額であり、月額にして3万円、年額約36万円である。被控訴人は、家計簿をつけて家計を管理した上で、別の帳簿で悟加富のほか、控訴人の会費や「宝生」を記録して管理していた。被控訴人の家計においては、控訴人への支出をしても、スポーツジム費（長男分も含む。）、化粧品代、趣味や交際費を賄うことができおり、生活に支障が生じたことはうかがわれない。

10

15

被控訴人及びAは、3名の子供の養育費及び大学卒業までの学費や親の介護費用の支出、居住用不動産の住宅ローン（完済）に加え、長女の新築費用1000万円及び3名の子供のそれぞれに対して合計1000万円ずつの生前贈与を行うことができ、かつ、その上で合計約1802万円の預貯金及び居住用不動産等の資産を保有することができるのであるから、被控訴人の本件各献金によって、被控訴人とその家族の生活の維持に全く支障が生じていないのは明らかである。

20

(2) 被控訴人の損害及びその額（争点②）

（被控訴人の主張）

ア 財産上の損害 本件各献金の合計986万円

イ 慰謝料 100万円

25

ウ 弁護士費用 108万6000円（上記ア、イの1割相当額）

（控訴人の主張）

財産上の損害に加えて慰謝料が認められるのは、財産上の損害のほかに精神的損害が生じたことが必要であるが、被控訴人は、「おかしくないと言わず
5 に相手をしてくれたのは、教会長二人だけだった」と述べて、むしろ感謝するかのような供述をしている。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、原審とは異なり、被控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、以下のとおりである。

10 2 認定事実等

(1) 認定事実

前記前提事実、括弧内に記載の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、これに反する陳述書の記載並びに本人尋問の結果及び証言は、採用することができない。

15 ア 被控訴人の属性、家庭環境等

被控訴人は、4年制の大学を卒業後、昭和55年5月にA（昭和26年7月10日生）と婚姻し、一男二女をもうけた。被控訴人は専業主婦であり、夫のAは内科の医師で、医療法人甲が設置した乙病院（以下「乙病院」という。）の病院長を務め（令和8年3月末退職予定）、同医療法人の副理事長でもある。
20

被控訴人の長男は、平成24年にアスペルガー症候群と診断され、日常生活に多大な援助を要し、稼働力は欠如するとされているが、これまでに飲食店の店員として勤務したことがあり、また、障害者雇用制度により期限付き公務員として勤務している。長男も控訴人の会員（信者）であったが、その後、脱退した。本件各献金当時は、被控訴人、A及び長男の三人
25 暮らしであった。

被控訴人は、平成 29 年に腰部脊柱管狭窄症の手術を受けたが、術後の経過は芳しくなく、腰痛等の症状があったほか、心臓の冠動脈にステントを入れており症状悪化についての不安を抱いていた。また、A の母の認知症の症状の進行を気にかけていた。

(以上につき、甲 1、33、46、66、68、69 の 1、甲 77、78、91、乙 4)

イ 控訴人における献金等

(7) 控訴人では、教主（教祖）のほか、「教師」と呼ばれる教職者らが、会員（信者）を教化することとされ、これらによって宗教行為が行われていた。B 元教会長及び C 前教会長はいずれも教師であった（乙 2、19、20）。

(4) 控訴人は、その教義、教理として、神の業によって生かされた存在である人が自己の個性を各自の領域において自由に表現する「芸術生活」と呼ぶ状態に至ることを目標としており、高度に自己表現をするには、神に感謝するとともに、報恩の気持ちで、見返りを求めることなく、人のため、社会のため、世界平和のために努力する広義の「献身（みささげ）精神」が必要であると説き、自ら身につけた知識、学力、技術を世のため、人のためにささげようとする心を狭義の献身精神とし、授かった財産を世のため、人のために大きく活かそうとする心を「宝生（ほうしょう）精神」としていた。また、毎月 1 日を平和の日、11 日を先祖の日、21 日を感謝の日と定め、一の日詣として教会等に参詣することを推奨するとともに、感謝の日に行われる感謝祭に参列した際、「宝生袋」に現金を入れて献金することは宝生精神を表すものであり、そのような行為は徳を積むもので、そうすることでより幸福になれるなどと推奨していた。（甲 24、25、乙 2、3、36、37）。

(ウ) 控訴人では、「悟加富」と称して、会員が、布教活動等に充てられるも

のとして、控訴人に対し、ある程度のまとまった金額を預け、控訴人は返還期限を5年とし、無利息で預かることがされていた。控訴人は、悟加富を行った会員の氏名、金額、受入日、返済日及び証書番号等を記載した悟加富証を会員に交付し、悟加富に参加すればするほどその人の富（経済力）が増え、経済力を身につけ、自己表現の幅を広げ、より幸福な人生を切り開くと同時に、歴史を短縮して世界平和を招来するための神事であるとしてこれを推奨していた。会員は、「繰り上げ返金願い書」と悟加富証を控訴人に提出することで、返還時期の前でも返還を受けることができ、また、繰上げ返金された金銭を献金するための手続書類も準備されていた。（乙3の49頁、証人B〔19、22頁〕）

(エ) 控訴人では、控訴人の教師が祖遂断導師となり、会員信者の申出に基づいて、神への感謝を示すとともに、念願成就や問題解決に向けた実践や実行を決意し、それをやり抜くことを神に誓うという宗教的行為である「祖遂断神事」が行われていた。その際、「祖遂断願意表」（B元教会長の時代には「願意」と呼ばれていた。）に、会員信者の感謝の気持ち、念願、念願成就や問題解決に向けた実践や実行の決意を記載し、それを祖遂断導師が唱え、会員とともに祈る宗教儀式が行われ、これに先立ち、会員は、宝生として献金をしていた。（甲69、乙3、36、37）

控訴人では、令和2年12月に神事を司る第三代教祖のDが死亡したことから祖遂断神事を行うことができなくなっていたが、令和3年4月以降は、毎月宝生をする会員（信者）であれば個人による祖遂断神事を行うことができることとされ（ただし、祖遂断願意表は教師が作成する。）、同年5月29日には、祖遂断導師を介しての祖遂断神事も可能となった。そこで、高知教会では、同年4月以降は、C前教会長が生活相談に際し、会員信者の申出に基づいて祖遂断願意表を作成し、会員信者は祖遂断願意表を自宅に持ち帰って自身で祖遂断神事を行い、同年5月

29日以降は、C前教会長が祖遂断導師となつての祖遂断神事も行うようになった。(乙30、32の3、乙37)

(オ) 控訴人は、昭和34年に築造された大本庁の中心的な宗教施設(正殿)が老朽化したことから、これを新たに造り替える資金を得るため、令和2年3月頃、「新御正殿建築献金」を募り始めたが、第三代教祖のDが令和2年12月5日に死亡し、以後、教祖不在となったため募集は中止された。(甲59、乙2、10、11、証人B[20頁])

このほか、控訴人には、年間を通していつでも任意の金額を献金できる「芸術献金」がある(乙8)。

ウ 入信の経緯、被控訴人の控訴人との関わり方等

被控訴人の父は、控訴人の教師であつたが若くして亡くなり、被控訴人の母は、父の死亡後、控訴人の会員(信者)になった。被控訴人は、母の紹介で昭和52年控訴人に入会し、昭和55年に高知教会に移籍後、月に二、三回の頻度で高知教会に通っていた。(甲1、乙4、5)

被控訴人は、控訴人に対し、会費として毎月1000円を定期的に納めるとともに、毎年20万円前後の宝生を納めていたほか、Aに内緒で1日1000円をいわゆるへそくりとして貯めておき、3万円以上になると悟加富としていた。被控訴人は、家計簿に記録して家計を管理し、これとは別に、控訴人に納める会費、宝生、悟加富等を封筒で管理していた。(甲65の別紙資料、66、67、70)

控訴人は、B元教会長の時代に行われた祖遂断神事の際には、「願意」に、Aの仕事上の問題解決、家内の安寧のほか、長男の就業等の成就、無病息災等の念願を記載してもらっていた(甲68)。

エ B元教会長による新御正殿建築献金の勧誘行為、被控訴人のB元教会長に対する相談等

(ア) B元教会長は、令和2年3月、大本庁から新御正殿建築献金が発動さ

れたことから、直後の同月 21 日に開催された「感謝の日」の式典後の
行事の中で、参列した会員信者に対し、その案内をした。その際、B 元
教会長は、控訴人の信仰の中心である大本庁神霊をお祀りする建物を新
たに建築するための献金なので、これまでにない規模の献金となること
が予想されるという趣旨の話をした。その後、B 元教会長は、同年 4 月
1 日の「平和の日」の式典以降に発行された、新御正殿建築献金の趣意
書が掲載された「芸生新聞」を、高知教会所属の会員（信者）に配布し
た。（乙 10、11、36）

また、B 元教会長は、令和 2 年 4 月以降の「一の日詣」の式典後の行
事の際、参加した会員（信者）に対し、悟加富を新御正殿建築献金にす
ることができるとの案内をした（乙 36）。

(イ) 被控訴人は、令和 2 年の春頃から、B 元教会長に対し、ストーカー被害に遭っており、夜眠れない、ストーカーの原因は、A の同僚医師が不正を行っていたところ、A が同不正を暴き、追及するために訴訟を起こして勝訴したが、当該医師から恨みを買ひ、その矛先が被控訴人にも向いている、ストーカーに追いかけてきた、スパイにされている、人から監視されている、殺されてしまうんじゃないかなどと相談した。これに対し、B 元教会長は、ストーカー被害があるなら警察に相談した方がよいと述べたところ、被控訴人は、既に元警察官の知人には相談していると述べた。また、被控訴人は、A にも相談しているが、まともに取り合ってもらえないなどと不満を述べた。（証人 B [4、5、15、16 頁]、被控訴人本人 [4 頁]）

(ウ) 被控訴人は、ゆうちょ銀行の口座から 10 万円、四国銀行の口座から 10 万円、JA バンクの口座から 20 万円の払戻しを受けるなどして、令和 2 年 5 月 11 日、合計 50 万円を現金で持参して、本件献金①をした（甲 70 の 5②）。

B元教会長は、被控訴人から上記(イ)の相談を受けていたことから、被控訴人が献金をすればストーカー被害から逃れられるとの考えで本件献金①をしようとしているのではないかと考えたが、物や金を世のため人のためにささげることには、執着心とか、物や金に対する妙なこだわりであるとか、そういうものからある程度脱却できるという一定の効果があるなどと述べ、新御正殿建築献金として、これを受領した(証人B[4、5頁])。

(エ) 被控訴人は、B元教会長の話から、正殿の建築は一生に一度あるかな
10 いかの大きな事業であり莫大な資金が必要であると認識していたことも
あり、本件献金①を受け入れた際のB元教会長の表情から50万円では
少ないと思っているのではないかと不安になり、もっと高額の献金をし
なければならないとの考えにとらわれていた。また、被控訴人は、その
後も、監視されている、追い掛け回されている、殺されて死んでしま
うといった妄想が続いていた。(証人B[4、5頁]、被控訴人本人[6頁])

15 (オ) 被控訴人は、一の日詣や感謝祭への参列の機会やこれに近接した日に、
新御正殿建築献金として、本件献金②から本件献金⑦をした。

(カ) 被控訴人は、B元教会長に控訴人への献金を渡していた頃(その時期
について、被控訴人は令和2年7月又は8月頃のことと主張する。)、自
身のスマートフォンのデータを移した携帯用のコンパクト・ハードディ
20 スクを高知教会に持参し、B元教会長に対し、中にストーカーとのやり
取りのLINEの記録が残っているので教会で預かってほしいと述べた。
B元教会長が、被控訴人に対し、教会で預かることはできない、そんな
に問題のあるものであれば、自分で壊したらどうかと勧めると、被控訴
人は、B元教会長に対し、ハードディスクの破壊を依頼した。B元教会
25 長は、ハンマーで叩いてハードディスクを破壊し、破壊したものを被控
訴人に交付した。(証人B[19頁])

オ 被控訴人のC前教会長に対する相談等、C前教会長による芸術献金の勧誘行為

(7) 被控訴人は、令和3年3月28日、B元教会長の後任として高知教会に赴任したC前教会長と初めて面談し、それ以降、同年5月に3回、同年6月に3回、同年7月に1回と、おおむね10日から2週間に1回程度の頻度でC前教会長と面談した。(証人C [2ないし4頁])

(イ) 被控訴人は、令和3年5月頃から、C前教会長との面談の中で、同教会長に対し、テレビ画面等を通じて、あるいは手術の際に腰骨に埋め込まれたチップを通じて、監視され、追跡され、指示を出されているような感覚がある、腰部のチップを取り出したい、数字やテレビの映像を自分と関連付けて考えてしまう、昼間に車のヘッドライトが点いていると自分が狙われているような気がするなどと相談していた。これに対し、C前教会長は、「徳を積んで、積極善に励むよう。そうすれば神のご加護を得られる。」などと述べた。(乙20、証人C [5、6頁])

(ウ) 上記(7)の令和3年5月から同年7月までの各面談の都度並びに同年8月4日、同月26日及び同年12月9日の計10回、C前教会長により祖遂断願意表が作成されている。そのうち同年8月4日は、C前教会長を祖遂断導師とする祖遂断神事が行われ、それ以外の日は、被控訴人が祖遂断願意表を持ち帰って自宅で祖遂断神事を行ったものである。(甲66、69)

(エ) 令和3年5月末以降の祖遂断願意表には、「スパイ容疑が晴れたことを感謝いたします。」、「心配したり連想したりする事が頭に浮かんだら、それはすでに無関係なので気にしないと心に決め、後は神様にお任せします。」などの妄想に関連するような事項が記載されるようになった(甲69の3ないし7)。

(オ) 控訴人においては、毎年8月1日の「教祖祭」に合わせて「教祖祭献

金」が行われており、被控訴人も毎年数千円から10万円を献金していたが、教祖不在となった令和3年は、教祖祭献金は実施されないこととなった。C前教会長は、同年6月21日の「感謝の日」の式典・行事に際して、参加者全員に対し、教祖祭献金に代わる芸術献金を案内した。

(甲70、乙37)。

(カ) C前教会長は、令和3年8月4日、自ら祖遂断導師となって祖遂断神事を行った際、祖遂断願意表に「人の幸せを祈り、世界平和を願って暮らします。」「家族に徳を残せるように積極善をします。」と記載した(甲69の8)。

(キ) 被控訴人は、令和3年8月16日、本件献金⑧の1ないし本件献金⑧の5を行った。

(ク) 被控訴人は、令和3年9月初めから中旬ころ、C前教会長に対し、筆談によって相談することを求め、C前教会長は被控訴人の求めに応じて筆談をした。その際、被控訴人は、「耳鳴りは私が考えたり(思考)書いたりする事柄によって強弱がある気がするが、なぜだか?先生はどう思われるか?」、「MiMiNARI」、「耳鳴り」、「A r r i n g i n g i n t h e e A r s」、「生活相談の内容で～の事は私と関係ない・・・」、「数字. スパイの事など」、「←本当だと思っていたのか?」、「これがうまくいけば. 丙の宣伝e t c. ～」、「解剖の事 本当は?口ごもったこと」、「どういう意味か!」、「教団の会員. 会費納入者」、「どう違うか 迷惑はないか.」と記載し、C前教会長は、「証拠隠匿をするのがプロの仕事です。最後に大きなエネルギーでなくそうとしている、その音かと思います」、「一切は進歩発展する」、「世界平和の為の一切である」、「どのようなことも、遠回りであれ近道であれ世界平和の為に必要なこと。」、「(被控訴人)さんのされることも全て世界平和につながります」、「スイッチは入らないです。このやり方では証拠が残りますので、知らないう

ちに抜きとられることでしょう。ですので心配することはありません。」、
「原爆と骨はDNAの破壊により新しく細胞が作られなくなり、人体そのものが脆くなります。」、「全ての日本在住者の動きはチェックされています。Eメール、銀行取引（税含む）、いつどの辺りにいたか、など。チェックされても堂々としていれば大丈夫です。」、「アメリカも旧ソ連のロシアもイスラム教を抑えつけようとして失敗。すべての思想や主義主張を力まかせに思い通りにすることができないこと。すべての思想や信仰を認めていくことが大切です」と記載した。（甲41、42、証人C〔15頁〕）

(ケ) 被控訴人は、令和3年9月中旬から下旬にかけての頃、ノートと壊れたハードディスクを高知教会に持参し、C前教会長に対し、教会でシュレッダーにかけ、廃棄してほしいと依頼した。C前教会長は、同依頼を断ったが、被控訴人が置いて帰ったため、ノートをシュレッダーで裁断し、壊れたハードディスクは廃棄した。

カ 被控訴人の病状、受診状況等

(ア) 被控訴人は、平成30年頃から、Aが勤務する病院と同系列のいずれかの病院のF医師の診察を受けていたが、妄想を訴えることはしていなかった。F医師からは、不眠について、ハルシオンの処方を受けていた。
(甲43)

(イ) 被控訴人は、令和2年12月11日、Aの友人であるE医師の診察を初めて受け、2年前（平成30年）頃から妙なことが起こる、一旦治って、令和元年12月にもなった、令和2年4月からまたおかしいことが起こる、テレビで自分のことを言われているように思える、裸でテレビを見ている自分の姿が世の中に流れているのではないかと感じてしまう、今も誰かが自分を尾行してきているなどと述べた。

E医師は、敏感関係妄想、統合失調症疑いと診断し、被控訴人に対し、

不眠につき、ハルシオンをより作用の長い薬（リスミー・ロラメット）に変更すること、敏感関係妄想につき、統合失調症に用いる薬を少量服用することを勧めたが、被控訴人は、前者には同意したが、統合失調症の薬の服用は拒否した。E医師は、妄想の症状が続いたら再度勧めることとし、被控訴人に対し、リスミー・ロラメットを2週間分処方し、心配事は夫に相談するよう助言したが、その後継続して受診はしなかった。同日の診察時間は40分であった。

(ウ) 令和4年1月2日、本件各献金の事実がAの知るところとなり、Aは、被控訴人とともに、高知教会にC前教会長を訪ね、本件各献金の返還を依頼したが、返還を受けることはできなかった。（甲46）

(エ) E医師は、令和4年3月10日、Aからの電話で、被控訴人の最近の症状は落ち着いているが、病気の頃に宗教団体に多額の寄付をしていたことが判明した、返還を求めるために弁護士に相談している、当時精神状態が悪かったことを証明する診断書が必要であるなどと言われて、診断書の作成を求められた。E医師は、上記電話を受け、被控訴人の診察に向けて、被控訴人がいつからいつ頃まで精神病状態にあったかの確認を要し、その時期と寄付の時期との重なりの有無が問題になると考え、被控訴人の病名について、少なくとも初診の令和2年12月頃に幻覚妄想状態にあったことは証明できる、「一過性精神病性障害」か「統合失調症、妄想型」か、などと検討した結果を診療録に記載した。（甲43）

(オ) 被控訴人は、令和4年3月11日、E医師の2回目の診察を受けた。これに付き添ったAは、Aから見れば被控訴人はほぼ治っていると述べた。被控訴人は、信仰のために無利子で預金してほしいという宗教団体からの話に乗って、多額の預金をしてしまっており、令和2年に預金のまま1000万円の特別寄進をしたところ、その後、預金の解約を希望しても払戻しに応じてもらえず、だまされた形になったなどと話した。

Aは、E医師に対し、寄進をした頃は妄想状態だったので、正常な判断ができなかったと診断書を書けないかと相談した。同日のカルテには、Aの上記相談についての記載の直下に「…診断書記載する。」との記載がある。同日の診察時間は5分超であった。(甲43)

5 (カ) E医師が、令和4年3月10日付けで作成した診断書には、「2018年頃より、幻聴、思考漏洩、関係妄想を認め、精神病状態にあり、精神的に高度に不安定な状態にあった。そのため全般的に判断力は低下していたと思える。」「2020年12月受診時にも同状態を認め、注察妄想、被害関係妄想は持続し、病識なく判断力も極度に低下していた。現在、
10 病状はやや軽減するも持続している。」と記載されている(甲2)。

キ 被控訴人の日常生活能力

被控訴人は、自ら自動車を運転して、教会に通い、長男とスポーツジムにも通っていた。被控訴人は、主婦として家計の管理を任されていたほか、
15 控訴人に納める会費、宝生、悟加富等の収支は、封筒で管理していた。また、令和3年2月や同年5月には、友人達から希望を募って化粧品を数十万円規模でまとめて注文し、その後に代金を集め、まとめて支払うということもしていた。(甲66、67、92)

ク 本件各献金の原資となった悟加富の形成過程(乙25)

(7) 本件献金⑦及び本件献金⑧の4の原資となった悟加富(金額150万円、悟加富証番号AJ537855)は、被控訴人が昭和57年に始めた金額2
20 万円の悟加富を5年ごとに増額することを繰り返して形成され、被控訴人は、そのうち100万円を令和2年10月16日付けの新御正殿建築献金(本件献金⑦)とし、残余の50万円を同日付けで再度悟加富(悟加富証番号AL029310)とした上で、令和3年8月16日付けの芸術献金
25 (本件献金⑧の4)とした(甲19、20の1、5、甲21の4)。

(イ) 本件献金③及び本件献金⑧の5の原資となった悟加富(金額180万

円、悟加富証番号AJ171303)は、被控訴人が昭和60年に岡山教会で始めた金額10万円の悟加富を5年ごとに増額することを繰り返して形成され、被控訴人は、そのうち100万円は令和2年6月22日付けの新御正殿建築献金(本件献金③)とし、残余の80万円は同日付けで再度悟加富とし、同年10月31日に繰上げ返金を受けて20万円増額して同日付けで100万円の悟加富(悟加富証番号AL031519)とした上で、令和3年8月16日付けの芸術献金(本件献金⑧の5)とした(甲15、20の1、6、甲21の5)。

(ウ) 本件献金⑤及び本件献金⑧の2の原資となった悟加富(金額162万円、悟加富証番号AJ845240)は、被控訴人が昭和63年に岡山教会で始めた金額15万円の悟加富を5年ごとに増額することを繰り返して形成され、被控訴人は、そのうち100万円は令和2年10月2日付けの新御正殿建築献金(本件献金⑤)とし、残余の62万円を同日付けで再度悟加富(悟加富証番号AL018189)とした上で、令和3年8月16日付けの芸術献金(本件献金⑧の2)とした(甲17、20の1、3、甲21の2)。

(エ) 本件献金④及び本件献金⑧の1の原資となった悟加富(金額200万円、悟加富証番号AJ945376)は、被控訴人が平成6年に岡山教会で始めた金額30万円の悟加富を、平成11年に30万円増額して60万円の悟加富としたが、平成12年3月3日に繰上げ返金を受けて、そのうち30万円は第二代教祖生誕100年に際しての大奉獻献金とし、残余の30万円は再度悟加富とし、その後、4年又は5年ごとに増額することを繰り返して形成され、被控訴人は、そのうち100万円は令和2年10月1日付けの新御正殿建築献金(本件献金④)とし、残余の100万円を同日付けで再度悟加富(悟加富証番号AL018198)とした上で、令和3年8月16日付けの芸術献金(本件献金⑧の1)とした(甲16、2

0の1、2、甲21の1)。

5 (㌦) 本件献金⑥及び本件献金⑧の3の原資となった悟加富(金額174万円、悟加富証番号AJ171711)は、被控訴人が平成13年に高知教会で始めた金額100万円の悟加富を5年ごとに増額することを繰り返して形成され、被控訴人は、そのうち100万円を令和2年10月2日付けの新御正殿建築献金(本件献金⑥)とし、残余の74万円を同日付けで再度悟加富(悟加富証番号AL018174)とした上で、令和3年8月16日付けの芸術献金(本件献金⑧の3)とした(甲18、甲20の1、4、甲21の3)。

10 (㌧) 本件献金②の原資となった悟加富(金額50万円、悟加富証番号AJ945252)は、被控訴人が令和元年に高知教会で始めた金額50万円の悟加富であり、被控訴人は、これを令和2年5月21日付けの新御正殿建築献金(本件献金②)とした(甲14の1、2)。

ケ 被控訴人及びAの資産や生活の状況

15 (㌩) 被控訴人は、国民年金を月額5万5109円(振込額)受給している。被控訴人は、900万円強の預金を有しているが、相続財産や所有する不動産はない(甲91)。

(㌪) Aの乙病院の病院長及び医療法人甲の副理事長としての所得は、年俸制で約2000万円であるが、Aは令和8年3月末に退職予定である。
20 Aは、国民年金を月額約5万7500円(振込額)受給しているほか、少なくとも900万円弱の預金、住宅ローンを完済した居住用不動産、相続した広い農地を有している。Aは、3人の子の養育費及び大学卒業までの学費や親の介護費用を支出したほか、上記の居住用不動産の住宅ローンを完済し、さらに、長女には新築費用として1000万円を生前
25 贈与した。また、近年は10年にわたり、3人の子にそれぞれ毎年100万円以上の教育費、生活費を援助した。(甲72ないし77、91)。

(2) 事実認定の補足説明

ア 悟加富の原資について（認定事実イに関し）

被控訴人は、Aに内緒で1日1000円をいわゆるへそくりとして貯めておき、3万円以上になると悟加富としていたと主張し、被控訴人の陳述書にもこれに沿う記載があり（甲66）、これに沿う供述をする（被控訴人本人〔1頁〕）ので、悟加富の原資について検討する。

認定事実クのとおり、本件各献金の原資となった悟加富は、昭和57年（本件献金⑦の原資となった悟加富）から令和2年（本件献金⑧の1ないし本件献金⑧の5の原資となった悟加富）までの39年間、被控訴人が、悟加富を始め、5年後の返済日が到来する度に増額して悟加富を継続するという方法により形成されてきたものと認められる。弁論の全趣旨によれば、被控訴人が本件各献金の原資となった悟加富に拠出した資金と、新規に悟加富を始めたものの継続することなく返還を受けた資金（138万円）とを合わせると、合計で1104万円になり、これを昭和56年から令和3年までの41年間で拠出したことが認められるから、平均すると、被控訴人は、年間で約27万円、毎月約2万2500円を悟加富に拠出したことになり、毎日1000円ずつ封筒に入れて貯め、毎年11月にまとめて悟加富としていたという被控訴人の供述（被控訴人本人〔1頁〕）とおおむね符合する。

そして、Aは、被控訴人が毎日1000円ずつ悟加富の準備をしていたことを知らなかったことが認められる（甲72）。

よって、被控訴人は、Aに内緒で1日1000円ずつ蓄えた資金を悟加富としていたと認めるのが相当である。

イ B元教会長とC前教会長の発言について（認定事実エ、オに関し）

被控訴人は、B元教会長が「過去のことがあるから、今、こんな仕打ちを受けるのです。あなたの過去にしたことが現在に現れるのです。心の埃

を払うには献金をしなければなりません。」「献金が必要です。神の『おかげ』によって心がパァーと晴れやかになるのです。あなたはお金のことだけ考えていればいいんです。」と繰り返し、C前教会長も「先祖の因縁が今にあるのであって、心を清めるには献金して、後は神様にお任せする。」と告げたと主張し、被控訴人も本人尋問においてこれに沿う供述をするが、証人B及び証人Cは上記のような発言はしていないと証言する。

被控訴人が同仁病院を2度目に受診しE医師に控訴人への献金について説明した際のカルテの記載からは、B元教会長やC前教会長から上記のような発言があったため献金したとの申告がされた形跡はうかがわれず、ほかに、B元教会長やC前教会長が上記のような発言をしたことを裏付ける客観的な証拠はない。控訴人の教義に照らし祖先因縁や先祖解怨というような考えに基づく発言をすることはないと控訴人の主張があることも考慮すると、被控訴人の前記供述だけでは、B元教会長あるいはC前教会長が上記のような発言をしたと認めるには足りないというべきである。

ウ 被控訴人がC前教会長に筆談で生活相談をした時期について（認定事実オに関し）

被控訴人は、C前教会長に筆談で生活相談をした時期が、本件献金⑧の1ないし本件献金⑧の5の前の令和3年7月26日であると主張するが、控訴人は同年9月初めから中旬頃であると主張する。

筆談をしなければならなかった理由について、被控訴人は、声に出すと2人の音声は腰のチップを通して敵に盗聴されると思い込んでいたからであると主張するところ、被控訴人の妄想の中に、監視されているというのはあっても、盗聴されているというのは見当たらず、令和3年7月26日付けの祖遂断願意表（甲69の7）にも、盗聴や腰のチップに関する妄想を訴えたことをうかがわせるような記載はない。証人Cが、同年9月に被控訴人の自宅付近で電信柱の交換工事が行われており、被控訴人が工事作

業員から監視されているような気分になった、工事の音をうるさいと感じたからと被控訴人が述べていたなどと具体的に証言しており（証人C〔15、28頁〕）、筆談の内容に耳鳴りに関するものが含まれていることと整合することにも照らすと、被控訴人がC前教会長に筆談で生活相談をした時期は、控訴人主張の同年9月初めから中旬頃と認めるのが相当である。5
なお、同年9月5日まで東京パラリンピックが開催されていたこと（当裁判所に顕著である。）からすれば、その頃であったとする被控訴人の主張とも矛盾はしない。

エ C前教会長による壊れたハードディスクの廃棄等について（認定事実オ
10 に関し）

証人Cは、ハードディスクを被控訴人から受け取った記憶はなく、廃棄していない旨証言する（証人C〔29、34、35頁〕）。しかし、C前教会長が積極的に受け取ったのかやむを得ず受け取ったのかはともかく、控訴人が被控訴人から交付を受けた壊れたハードディスクを廃棄したこと
15 自体は認める主張をしていること（控訴人準備書面(1)（原審）〔22、24頁〕）からすれば、証人Cの証言は控訴人の主張と相反するものであって、採用することができない。

以上からすれば、C前教会長が、高知教会において、被控訴人から交付を受けた壊れたハードディスクを廃棄したと認めることができる。

20 3 争点①（控訴人による献金勧誘行為の違法性の有無）について

(1) 宗教団体又はその信者（以下「宗教団体等」という。）が当該宗教団体に献金をするように他者を勧誘すること（以下「献金勧誘行為」という。）は、宗教活動の一環として許容されており、直ちに違法と評価されるものではない。もっとも、献金は、献金をする者（以下「寄附者」という。）による無償の財産移転行為であり、寄附者の出捐の下に宗教団体が一方的に利益を得ると
25 う性質のものであることや、寄附者が当該宗教団体から受けている心理的な

影響の内容や程度は様々であることからすると、その勧誘の態様や献金の額等の事情によっては、寄附者の自由な意思決定が阻害された状態でされる可能性があるとともに、寄附者に不当な不利益を与える結果になる可能性があることも否定することができない。そうすると、宗教団体等は、献金の勧誘に当たり、献金をしないことによる害悪を告知して寄附者の不安をあおるような行為をしてはならないことはもちろんであるが、それに限らず、寄附者の自由な意思を抑圧し、寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることや、献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないようにすることについても、十分に配慮することが求められるというべきである。

以上を踏まえると、献金勧誘行為については、これにより寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、献金により寄附者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、その他献金の勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法と評価されると解するのが相当である。そして、上記の判断に当たっては、勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみならず、寄附者の属性、家庭環境、入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方、献金の経緯、目的、額及び原資、寄附者又はその配偶者等の資産や生活の状況等について、多角的な観点から検討することが求められるというべきである（最高裁令和6年7月11日第一小法廷判決・民集78巻3号921頁参照）。

- (2) 寄附者である被控訴人が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度について

ア B元教会長やC前教会長は、「一の日詣」の式典やその後の行事の際に、参加した会員（信者）に対し、控訴人の教義を広め会員を増やすことが世

界平和等につながるものであり、そのための資金として献金が必要であり、
会員（信者）にとっては献身精神を表すことになり、徳を積むことになる
のだという形で広く献金を呼び掛けているところ、これは一般的な宗教団
体における献金の勧誘と大きく異なるものではない。被控訴人の相談の際
5 の個別の対応として、「徳を積んで、積極善に励むよう。そうすれば神のご
加護を得られる。」などと述べたことについても、病気や将来の不安等を抱
える者が、科学的に証明できるようなものではないことは理解した上で、
宗教団体の標榜する神などの超自然的な力に頼り、献金をすることでその
不安が解消するかもしれないと期待して献金し、宗教団体側もそれを肯定
10 して献金を受け入れるのは、通常の宗教行為の範疇であって、特に不当な
ものとはいえない。

勧誘に用いられた言辞は前記認定事実のとおりであり、B元教会長やC
前教会長が、先祖因縁や先祖解怨といった考え方に基づいて被控訴人の心
理的不安をあおり、献金をしなければ不幸になるという考えを植え付ける
15 ような言辞を用いて勧誘行為が行われたとは認められない。また、信者と
教会長という上下関係や閉鎖的な教会長室での1対1の対応からくる圧
力の下で、被控訴人に的を絞って個別に献金を迫ったとか、熟慮の暇もな
い短期間のうちに献金を迫ったなどの事実は認定できない。

イ 被控訴人と控訴人との関わり方、献金の経緯、目的については、被控訴
20 人が入会以来、毎年20万円前後の宝生を納め、毎年8月1日の教祖祭に
は数千円から10万円の献金を行っていたほか、39年間にわたって1日
1000円ずつ蓄えた資金を悟加富としていたことからすると、比較的熱
心で信仰心の厚い会員（信者）であったといえるから、信仰の中心である
正殿の初の建替えに際し、高額の献金をすることが異例なものとはいえな
25 い。また、芸術献金についても、被控訴人が毎年続けていた教祖祭献金に
代わるものであったことからすれば、より多額の献金をすることで将来の

幸福につながるのの考えに基づいて、高額の献金をするに至ったというの
も異例なものとはいえない。

百万円単位の献金は一般的にみて高額ではあるが、被控訴人は、家計か
ら切り離して積み立てておいた金員を悟加富として既に控訴人に預けて
いたものであり、その一部を振り替えるだけで、新たにまとまった資金を
投入するものではなかったことから、心理的抵抗が少なかったと推察さ
れ、次第にその規模が大きくなっていったという経緯であることからする
と、これも了解可能な行動であり、直ちに異例なものとはいえない。

ウ しかし、被控訴人の属性については、本件各献金当時、被控訴人に妄想
の症状が現れていたことから、それが正常な判断能力を失わせるようなも
のであって、B元教会長やC前教会長もそのことを認識しながら、そのよ
うな状態を利用して献金をさせたとすれば、問題があり得るので、この点
について検討する。

(ア) 被控訴人の妄想症状の原因及び程度について、E医師は妄想性障害と
の病名で、関係妄想等の認められる精神病状態にあり、全般的に判断力
は低下していたとするものの、統合失調症の確定診断をするには至って
いない（認定事実力(イ)）。なお、統合失調症であったとしても、I C D－
1 0によれば、意識の清明さと知的能力は通常保たれ、狭い意味の知的
障害はないと考えられている（乙40の97頁、乙41の108頁）。

(イ) E医師は、被控訴人が精神病状態にあった時期と献金の時期との重な
り合いの有無の重要性を認識していたにもかかわらず、実際の診察の際
には、被控訴人から本件各献金の具体的時期や献金勧誘行為の具体的態
様等を聴取することなく、短時間で診察を終わらせて診断書を作成して
いる。E医師は、初診時の令和2年12月11日に、被控訴人から、2
年前（平成30年）頃から妙なことが起こる、一旦治って、令和元年1
2月にもなった、令和2年4月からまたおかしいことが起こる、などと

聴き取ったことから、その当時の被控訴人の精神状態を推測したものと思われるが、被控訴人は平成30年頃から受診していたF医師には妄想を訴えていなかったのであり、被控訴人がE医師に述べた症状の推移について客観的裏付けはなく、また、E医師に継続して受診しないまま放置されていたことからすると、日常生活に支障を生じるような重い症状はなかったと考えるのが自然である。「全般的に判断力は低下していたと思える」との記載は、E医師がAの友人であり、高額の献金を取り戻すため、その当時精神状態が悪かったことを証明する診断書が必要であると求められたことから、Aの依頼に沿うように、医学的な診断として記載するのは困難であるが、初診時の被控訴人からの聴き取りから推察できるものとして、このような表現を用いたものとも考えられる。

(ウ) このほか、被控訴人は、自ら自動車を運転して教会に通い、長男とスポーツジムにも通っていた。また、被控訴人は、家計簿で家計管理をし、控訴人への献金や悟加富はこれとは別に記録していたほか、友人達から希望を募って化粧品品の共同購入をするなどしており、金銭管理能力には問題がなかったことから、被控訴人の精神状態が日常生活に支障を来すほどのものではなかったことがうかがわれる。

(エ) 上記のような点からすると、被控訴人に妄想症状は見られたものの、それが精神病に起因するものと認めるには足りず、また、それだけで献金に関し適切な判断ができないほどの重い精神の障害があったと即断できるものでもない。

B元教会長やC前教会長は、精神医学の専門家ではないから、被控訴人の言動から妄想症状と判断できるわけではないが、専門知識がなくても、被控訴人が健全な精神状態にないという程度は認識していたものと思われる。しかし、健康や将来に不安を抱えて宗教団体に精神的な救済を求める者の精神状態は、多かれ少なかれ不安定なものがあるのが通例

であって、そのような者からの献金を一切受け入れてはならないというのが社会通念であるとはいえない。上記のとおり、被控訴人につき、献金に関し適切な判断ができないほどの重い精神の障害があったとまでは認められないから、この点は、全体的な考察の中で総合的に判断するほ

5

エ 以上によれば、寄附者である被控訴人が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずる事情は、一定程度はあったが著しいものではなかったというべきである。

(3) 献金により寄附者である被控訴人又はその配偶者であるA等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度について

10

ア 被控訴人は専業主婦であり、老齢基礎年金しか収入はないが、Aは、口頭弁論終結時は、医師で病院長・医療法人理事の地位にあり、年約2000万円の給与収入を得ているほか、同じく老齢基礎年金を受給している。なお、Aは陳述書で、国民年金についてしか説明していないが、長く勤務医をしていたことからすると、退職後にはより高額となる厚生年金を受給できるものと思われる（在職老齢年金として支給が停止されていただけではいかと推察される。）。

15

Aは令和8年3月に退職する予定であり、上記給与収入を得られなくなるものと思われるが、他方で、その地位に鑑みると、その際には多額の退職金の支給を受けられ、厚生年金の支給も開始されるものと思われる。

20

イ Aは住宅ローンを完済した居住用不動産や広い農地を保有し、被控訴人とAが合計約1800万円の預貯金を保有していることを明らかにしている。

しかし、Aが、長女に対して新築費用として1000万円の生前贈与をし、3人の子に合計3000万円以上の援助をしたと述べていることや、Aが毎月70万円を給料天引きで預金していることからすると（甲73な

25

いし 77、91)、被控訴人と A は、上記開示した預貯金以外にも、生前贈与の額を優に超える多額の金融資産等を保有しているものと推認される。

ウ 被控訴人と A は、長男に障害があつて就労が困難であることに不安を抱いているが、長男は、寿司店に勤務したことがあり、障害者雇用制度により公務員として就労することもできており、全く就労が不能というわけではない。

エ 本件各献金の原資は、被控訴人が自由にできる手元の現金を毎日積み立てたものであり、家計から切り離された余剰資金と評価できるものである。悟加富の性質は預託金であり、被控訴人は、将来その返金を受けて生活費に充てる必要があつたかのように述べるが、上記のような被控訴人及び A の資産・収入状況等に照らすと、将来の支出に備えてどうしても確保しておかなければならない性質のものであつたとは認められない。

オ 以上によれば、献金により寄附者である被控訴人又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情があつたとは認められない。

(4) その他の事情について

被控訴人が指摘する新御正殿建築献金の会計処理の有無は、直ちに当該献金が社会通念に照らし不当であることを示すものとは認められない。

(5) そうすると、本件各献金がされた当時、被控訴人には妄想と疑われる言動があつて、十分な判断能力がない可能性が考えられるものであり、教会長らもその程度の認識はできていたことからすると、相当程度高額な献金を複数回にわたって受け入れるに当たっては、より慎重な対応をした方がよかつたのではないかと思われるところではあるが、控訴人による本件各献金の勧誘行為は、教会長らが積極的に被控訴人の不安をあおって献金するよう仕向けたものではなく、会員（信者）に向けた一般的な献金勧誘行為の結果、被控訴人が、より高額な献金をすることが自分や家族の将来の幸福につながると考えた結果ではないかと推察され、それまで比較的熱心な信者とみられてい

た被控訴人が、正殿建築等のイベントをきっかけに高額の献金をしたもので、必ずしも異例な行動とみえるものではなく、これにより被控訴人や配偶者等の生活の維持に支障は生じていないなど上記(2)ないし(4)の事情を総合的に考察すると、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱するとまでは認められないというべきである。

4 結論

以上によれば、B元教会長及びC前教会長による献金勧誘行為が不法行為に当たるとする被控訴人の請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がないから全部棄却すべきであり、これを一部認容した原判決は失当であって、取消しを免れない。

よって、本件控訴は理由があるから、原判決中控訴人の敗訴部分を取り消した上、同部分につき、被控訴人の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

高松高等裁判所第4部

裁判長裁判官

20

森 實 将 人

裁判官

児 玉 禎 治

25

裁判官

三 重 野 真 人